

みらい環境ローン（保証会社の保証をご利用されない場合）

ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人(個人事業主を含む)の方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方 ・申込時年齢満 20 歳以上 65 歳以下の方 ・安定継続した収入がある方 ・給与所得者の方は同一勤務先に 2 年以上勤務、自営業者の方は同一事業を 2 年以上営業されている方
お使いみち	(1) 太陽光発電システムの設置資金 (2) オール電化リフォーム資金(エコキュート、IH クッキングヒーター、電気床暖房等) (3) ガス温水式床暖房システム等、ガス省エネ設備の設置資金 (4) その他エコ関連の製品・機械等の購入資金 (5) (1)～(4)を含むリフォーム資金 (6) (1)～(4)に関するローンの借換資金および借換に伴う繰上げ完済にかかる手数料(借換え直前 3 ヶ月のご返済で、3 営業日以上延滞が一度もないものに限ります) ※事業資金は対象外です。
お借入金額	・1,000 万円以内
お借入期間	・15 年以内(1 カ月単位)
お借入金利	・当金庫長期プライムレートを基準とした随時変動金利となります。 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入金利は変動いたします。 ※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
ご返済方法	・元金均等または元利均等毎月返済。給与所得者の方はボーナス併用(お借入金額の 50%以内)もご利用いただけます。 ・毎月約定ご返済日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。
担保	・審査の結果、必要となる場合があります。
保証人	・配偶者の方を原則とします。 ※配偶者のいない方は第三者保証人 1 名以上
保証料	・不要です。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 (1 年 365 日とする日割り計算)
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9 時～17 時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会におい

苦情処理措置 ・紛争解決措置 (続き)	て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	・ご本人であることを確認できる資料 ・所得を確認できる資料(いずれか1通) [給与所得者] 源泉徴収票(支払者印のあるもの・写し)または所得証明書(公的機関の発行するもの・原本) [個人事業主] 確定申告書(税務署印のあるもの・写し)または納税証明書(その2・原本) ・お使いみちを確認できる資料 ○見積書や注文書など ・ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑) ※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。